

水先法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○ 水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）

改 正 案	現 行
（強制水先の特例） 第三条 法第十三条第二項の政令で定める港及び水域は、別表第二の横浜川崎区、東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区並びに<u>関門特例区域</u>（同表の関門区の区域のうち港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第五条第一項の規定により国土交通省令で定める区域であつて国土交通省令で定めるものを除いた区域をいう。以下同じ。）とし、当該港及び水域において水先人を乗り込ませなければならぬ船舶は、横浜川崎区にあつては総トン数三千トン以上の船舶及び総トン数三千トン未満の危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶をいう。以下同じ。）、東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区にあつては総トン数一万トン以上の船舶、<u>関門特例区域</u>にあつては総トン数一万トン以上の船舶並びに総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶及び総トン数三千トン未満の危険物積載船であつて<u>関門区</u>の区域を通過しないものとする。	（強制水先の特例） 第三条 法第十三条第二項の政令で定める港及び水域は、別表第二の横浜川崎区、東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区並びに同表の関門区の区域のうち港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第十二条の規定により国土交通省令で定める航路の区域（以下「<u>関門港航路区域</u>」という。）とし、当該港及び水域において水先人を乗り込ませなければならぬ船舶は、横浜川崎区にあつては総トン数三千トン以上の船舶及び総トン数三千トン未満の船舶であつて原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載しているもの、東京湾区、伊勢三河湾区、大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区にあつては総トン数一万トン以上の船舶、<u>関門港航路区域</u>にあつては総トン数一万トン以上の船舶及び総トン数一万トン未満の船舶であつて<u>関門区</u>の区域を通過しないものとする。